



今号の主な記事 2面交通安全推進委員を募集しています 3面嘱託職員を募集します 4面証明書等コンビニ交付サービス停止のお知らせ 5面まちづくり勉強会を開催します 6面学童クラブの第2次申請を受け付けます 7面郷土資料室に出かけよう！ 8面保健ガイド

## 住民税（市・都民税）・確定申告の申告はお早めに！

### ①住民税（市・都民税）の申告 【問合せ】課税課市民税係 ☎ 551・1610

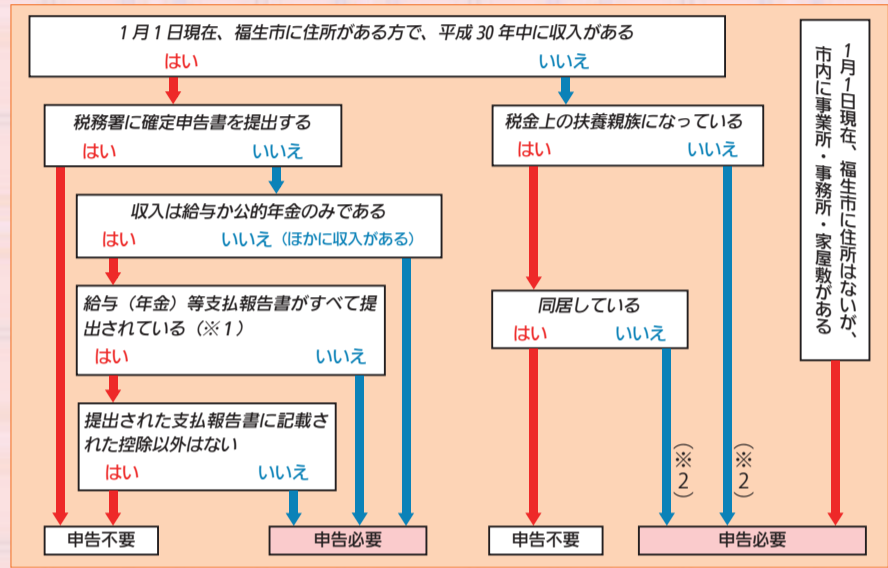
**▼住民税の申告が必要な方**  
右図で申告の要否をご確認ください。

**【申告に必要なもの】** 下記「申告の際にお持ちいただくもの」をご確認ください。

**【期間】** 2月1日(金)～3月15日(金) (日・祝日を除く) 午前8時30分～午後5時15分  
※水曜日は午後8時まで受け付けます。また、土曜日の正午～午後1時までは受付できません。

**【場所】** 市役所1階4番課税課窓口  
※国民健康保険および後期高齢者医療制度の加入者は、収入がなかった場合でも必ず申告してください。

**【右図の注意事項】**・(※1)の給与(年金)等支払報告書が提出されているかどうかは、給与支払者にご確認ください。  
・(※2)が「申告必要」となるのは、非課税証明書の発行や、国民健康保険等の資料にするためです。  
・遺族年金、障害年金等非課税の収入は、右図の収入には含まれません。



### ②確定申告（所得税の申告） 【問合せ】青梅税務署 ☎ 0428・22・3185

		申告会場	
		青梅税務署	市役所第一棟2階
受付期間（土・日曜日は除く）		2月18日(月)～3月15日(金) 午前8時30分～午後4時	2月12日(火)～20日(水) 午前9時～10時30分、午後1時～3時 2月21日(木)～3月15日(金) 午前9時～11時、午後1時～4時 ※混雑状況により早めに受付を終了することがあります。
申告の内容	所得関係	年金・給与所得	○
	事業所得（営業・農業）	○	×
	不動産所得	○	×
	控除関係	医療費控除（セルフメディケーション税制含む）	○
	その他	住宅借入金等特別控除	○
	譲渡所得（土地・建物・株式等）、過年度分、消費税、相続税、贈与税の申告など	×	※市役所では受付できません。青梅税務署にご相談ください。
	作成済み確定申告の提出	×	○

・持ち物は下記「申告の際にお持ちいただくもの」をご確認ください。  
・その他の税については2面「確定申告に関する青梅税務署からのお知らせ」をご確認ください。  
・内容が複雑な相談等については税務署でご相談ください。

**▼青梅税務署員等による近隣市町での出張相談**  
※相談時間はいずれも、午前9時30分～11時、午後1時～3時

相談・受付日	場所
2月1日(金)・4日(月)	瑞穂町役場
2月5日(火)	あきる野市五日市出張所
2月6日(水)～8日(金)	あきる野市中央公民館

**▼還付申告について**  
還付申告は青梅税務署で、2月15日(金)以前でも行うことができます。

**▼休日開庁**  
2月24日(日)および3月3日(日)に限り、立川税務署で申告相談・受付を行います。  
【相談時間】 午前9時～午後5時（受付は午前8時30分～午後4時）

**▼郵送による受付**  
作成済みの申告書は郵送でも提出できます。必要書類を添付して、青梅税務署（〒198-8530 青梅市東青梅4-13-4）へ郵送してください。

### 申告の際にお持ちいただくもの <①②共通> ※チェック表としてご利用ください。

- 申告書（税務署・市役所から送られてきた申告書がある場合）
- 印鑑（認印可、スタンプ式不可）
- 平成30年中の収入を証明するもの（給与・年金収入のある方は源泉徴収票〔原本〕、事業収入のある方は青色申告決算書、収支内訳書など）
- 控除に関する書類（◆生命保険料・個人年金保険料・地震保険料などの控除証明書◆国民年金保険料・国民年金基金の領収書または控除証明書◆医療費控除・セルフメディケーション税制の明細書◆身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳・障害者控除対象者認定書など）
- 配偶者特別控除については平成30年中の配偶者の所得が分かるもの
- 本人確認書類①または②のいずれか（確定申告の際は写しの添付が必要です。）
  - ①マイナンバーカード
  - ②マイナンバーの通知カードなどの番号確認書類および運転免許証、公的医療保険の被保険者証、パスポートなどの身分確認書類

2面にも確定申告に関する記事を掲載しています →